

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定に関する政府担当者説明会 概要

日時：平成24年4月11日（水）

13：30～16：30

1 TPPの概要

（大杉参事官）

- ・日本は13の国、地域とEPA・FTAを締結しており、韓国やアメリカと比べて締結数については同程度だが、貿易額の中で、FTA・EPAがカバーしている割合は低い。その大きな理由は、主要な貿易相手国である中国、米国、EUとFTA・EPAが締結されていないこと。
- ・日本がこれまで締結してきたEPAの自由化率は85～90%。これに対し、米国、韓国、EUが締結しているEPA・FTAの自由化率は、95%を超え、多くの場合は100%に近い。これを称して「高いレベルの経済連携」。
- ・「包括的経済連携に関する基本方針」は、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない、高いレベルの経済連携を推進する、抜本的な国内改革を先行的に推進する、高いレベルの経済連携の推進と食料自給率の向上や国内農業・農村の振興を両立させ持続可能な力強い農業を育てるという方針。
- ・FTAAPを作っていくことが日本の大きな目標であり、ASEAN+3、ASEAN+6、日中韓FTA、TPPといったいくつかの道筋がある。その中で、TPPは現在交渉が具体的に進んでいるもの。同時に、例えばEUとの協定交渉を進めるべく準備中。
- ・TPPは現在9カ国で交渉が行われており、日本は昨年11月に野田総理がTPP交渉参加に向けた関係国との協議を開始すると発表した。同時に、カナダ・メキシコも交渉参加に関心を示した。
- ・交渉の中では、貿易の際の税関手続を簡単にしようという議論は相当進んでいる模様。他方、関税をどうするのか、相手国への投資の保護をどうするのか等については、まだ活発な議論が進んでいない状況。
- ・TPP協定に期待される点としては、FTAAPに向けたステップとなる、貿易が盛んになる、日本の技術やブランドが守られるといった点がある。一方、全ての品目の関税が撤廃されるのではないか、食の安全基準が緩和されるのではないか、公的医療保険の範囲が縮小されるのではないかなどの懸念がある。
- ・これまで、ベトナム、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ペルー、チリからTPP交渉参加への関心を歓迎するとのコメントを得ている。一方、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドとは今後も協議を進めていく必要があるという状況である。

2 質疑応答

【総論】

(事前に頂いた質問)

	質問内容
1	<p>私ども県内22ヶ所の商工会の多くは、沿岸部、及び中山間地等の周辺部に位置している。急速に進展する過疎・高齢化、折からの不況による地域経済の衰退に歯止めをかけるべく、一次産品を中心とした地域資源の掘り起こしによる地域ブランドづくり、観光振興等に取り組んでいるところである。</p> <p>TPP参加により、第一次産業に多大な損失が出るとの試算もあるが、実際、地域経済にどのようなマイナス懸念があり、逆に新たな事業機会の創出等のプラスの期待要因があるのか、具体的なご説明をいただきたい。</p>
2	<p>TPPによる日本の具体的メリットは何なのか。</p>
3	<p>アメリカ製自動車輸入の目標値を設定することをアメリカから求められているようですが、このようにアメリカからは様々な更なる市場開放を求められることになるでしょう。我が国経済の貿易依存度はGDP比で10%強に過ぎません。この輸出企業のために更なる市場開放を行って、国内で70%の雇用を支えている中小企業を一層苦境に立たせることが国策として必要でしょうか？必要ならその根拠を示していただきたい。</p>

(大杉参事官)

- ・世界の成長センターであるアジア太平洋地域の力強い成長力を促し、膨大なインフラ需要や巨大な新・中間層の購買力を取り込んでいくことは、我が国に豊かさや活力をもたらすもの。こういう観点からFTAAPを目指しており、ASEAN+3、+6等数ある道筋の中で、TPPは実際交渉中のものである。
- ・TPPにより工鉱業品の関税を撤廃すれば、輸出競争力が強化され、産業の空洞化を回避し、国内の雇用を守り増やすことが可能であり、模倣品・海賊版の拡散や技術流出を防止するルールを作ることで海外での日本の正規品の販売、技術の輸出の確保ができ、投資サービスに関する規制に対する制限・禁止等により我が国企業の進出先での自由な活動を確保する。
- ・中小企業にとっても、貿易手続の簡素化や、貿易・投資ルールの統一など輸出や海外進出に取り組む際の助けになるというメリットがある。
- ・TPPによる経済的なメリットは内閣官房が関係府省と調整したシナリオに基づきGTAAPモデルを使って試算しており、交渉参加国9か国に日本が加わって関税を100%撤廃したとした場合、GDPを0.54%、2.7兆円底上げする効果がある。
- ・農林漁業者等による農林水産物の加工販売、地域の環境・資源を活かした観光・商品化等に取り組む6次産業化事業者への成長資本の提供やハンズオン支援を一体的に実施するファンドを創設することとしている。

(質問)

- ・貿易の自由化を進めても、現在は製造業は非正規の職員増えるなど、国民生活は厳しくなっている。
- ・試算ではGDP 0.54%上がるというが為替や日本の経済成長率をどう想定しているか。
- ・共通の利害関係を持つ国と同一歩調で交渉するというが、そのような国はあるか。
- ・TPPは実際は日米の協定になるのではないか。

(大杉参事官)

- ・農林水産物の関税撤廃によって、安い外国産が輸入され、国内生産は縮小し、国内産の価格も下がる、また、それに資材を供給する川上産業も縮小するという試算だが、一方で、農林水産物やそれを原料とする加工食品の価格が下がることで、実質的な消費者所得の増加があり、農林水産分野の生産減少額のかなりの部分に相当する金額となる。そのプラス効果は経済の各分野に均てん。
- ・内閣官房の試算に使っているG-TAPモデルは、価格の絶対値は基本的に見ておらず、実質GDPの動きを試算。2.7兆円というのは、実質GDP 0.54%アップに2008年度の名目GDPを乗じただけ。

(近藤国際専門官)

- ・内閣官房が試算した経済効果で大部分を占めるのが、食品などの価格低下による実質所得増の効果。
- ・農林水産分野が痛みを受けることは確か。その分野からの失業者が競争力のある産業に雇用されるという前提に立つもの。

(土屋参事官補佐)

- ・試算は関税撤廃による影響のみで、それ以外のルール作りによる影響は含まれていない。

(大杉参事官)

- ・GDPを見ると日米で大部分を占めるが、TPPはアジア太平洋地域に広がる貿易・投資の多国間のルール作りをしており、関税だけの話ではない。APEC 21か国のうちメキシコ、カナダを加えれば11か国となり、アジア太平洋地域全域に拡大していく可能性がある。

【農業】

(事前に頂いた質問)

4	関税撤廃後の国民生活と農業に与える具体的な影響について
5	農業産出額に対する農業予算の割合(財政の農業支援度)は諸外国に対して日本は高いのか。
6	21世紀が食料争奪の時代と言われる中、オリジナルカロリーでの食料自給率40%弱、穀物自給率27%の中で、国民の食を保障し得るのか。
7	TPPによる農産物輸出の好機との論評もあるが、政府としてどういった部分をどの程度伸ばし得ると考えているのか。

(大杉参事官)

- ・農林水産省の試算は、生産額10億円以上、現行関税率10%以上の19の農産物と林産物1品目、水産物13品目の合計33品目について、全世界を対象に関税撤廃をし、何ら対策を講じない場合、生産金額で4兆5000億円の減、食料自給率は13%まで低下するというもの。
- ・農林水産物の関税撤廃によって、安い外国産が輸入され、国内生産は縮小し、国内産の価格も下がるが、一方で、農林水産物やそれを原料とする加工食品の価格が下がることで、実質的な消費者所得の増加がある。
- ・農業総産出額に対する農業関係予算額の割合は、日本27.5%、アメリカ32.8%、フランス26.1%、ドイツ29.6%、英国27.1%、カナダ4.7%、オーストラリア5.4%となっている。
- ・食料の安定供給の確保は国の基本的責務であり、日本は2020年度にカロリーベースで食料自給率を50%にする目標を掲げている。これはTPP交渉参加の判断如何にかかわらず進めていくべき重要な政策課題である。
- ・昨年10月に政府決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」にもあるように、高いレベルの経済連携と農林漁業の再生、食料自給率の向上の両立を図っていく必要。
- ・TPP交渉参加国のうち6か国とはEPAを締結済み。我が国からの輸出が期待される農産品の関税の多くは、即時又は段階的に撤廃されることになっている。EPAを締結していないアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの農産品の関税率は既に低くなっている。また、我が国から輸出される農産品の多くは、高価格であっても高品質であることにより売れている。仮にTPPに参加したとしても、関税が撤廃されて農産品の輸出が増大するというような単純な話ではない。
- ・農林水産品の輸出額は4,500億円であり、2020年に1兆円にするという将来ビジョンを農林水産省が作っており、これは昨年末に閣議決定された日本再生の基本戦略にも記載。重点的に取り組む品目、国・地域については、2009年6月の農林水産物・食品の総合的な輸出戦略のそれを見直す形で、現在作業を行っている。

(質問)

- ・TPPに入ると関税が撤廃されるため、食料主権を放棄することになるのではないか。

(大杉参事官)

- ・国民に安全で良質な食料を安定的に供給することは国の責務であり、国内生産と輸入、備蓄の適切な組合せにより果たしていくべき課題である。
- ・農業は国土保全や環境保全など多面的機能を有しているが、この機能は農産品の輸入では実現できない。
- ・農業所得は3兆円と20年間で半減、基幹的農業従事者も20年間で300万人から200万人に減少し、65歳以上が6割と高齢化が進むなど、TPP交渉参加判断如何にかかわらず、日本の農林漁業再生は待ったなしの課題である。

- ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、7つの戦略を今後5年間集中展開していくが、これにより高いレベルの経済連携の推進と農林漁業再生、食料自給率向上とを両立できるわけでは必ずしもない。
- ・アメリカ、オーストラリアの米、オーストラリア、ニュージーランドの乳製品、カナダ、アメリカ、オーストラリアの小麦、オーストラリアの砂糖など自然条件の違いによる生産性の格差は大きく、これらは「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づいた戦略を今後5年間集中展開しても埋められるものではない。
- ・現在、このような格差を国境措置等で守っているが、高いレベルの経済連携を推進するに当たって関税撤廃を求められる品目が出てくることはあり得る。その結果、国境装置がどうなるかは個々の経済連携によって異なるので、具体的な対策については個々の経済連携ごとに検討する必要がある。
- ・高いレベルの経済連携を推進するからといって、食料自給率の向上が図れなくてもいい、農業農村の振興ができなくてもいいという考えは政府はとっていない。

(質問)

- ・安い産品が入ってくれば農家はつぶれ、農地はなくなる。それでも食料自給率を50%に持っていけるのか。
- ・消費者が安い品物を買えれば所得の向上につながるというが、企業が支払う給料も下がり、国民生活はますます厳しくなるのではないか。ましてや、消費税が上がると、消費が伸び悩む中でTPPに参加するのは厳しいのではないか。

(大杉参事官)

- ・食料自給率の向上は、なかなか難しい課題だということは認識している。
- ・内閣官房の試算によるGDP2.7兆円の底上げの中には、商品価格の低下による実質的な消費者の所得の増加という効果も含まれている。

(質問)

- ・TPPに参加した場合の、国内農業の占める割合、農業従事者の割合の目標は。
- ・新規の就業についてだが、今の政策は成人ばかりが対象になっているが、子どものころからの教育は重要である。

(大杉参事官)

- ・現在、農林水産業総生産がGDPに占める割合は日本は1.4%となっており、この水準は、アメリカ1.1%、カナダ1.4%、EU1.5%と同程度となっている。
- ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の柱として青年新規就農の増大を掲げており、24年度予算において具体化している。青年新規就農者を年間1万人強から2万人に増やすため、就農に向け研修を受けている青年就農希望者や経営開始直後の青年就農者に対して、年間150万への給付金等の支援を行っている。

(質問)

- ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を実行することはTPPに参加する場合に食料自給率50%達成を約束するものではなく、高い経済連携を進めながら食料自給率50%達成は難しい。

- ・ T P Pに参加するしないにかかわらずというが、 T P Pに参加した場合に農林水産業はどうなるのか。参加した場合に「食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画」を実行することで食料自給率 5 0 %を達成出来るのか出来ないのか。出来ない場合はどういう方向性を持っているのか。
- ・ 国民的な議論をするというが、そのための具体的な話は何もない。

(大杉参事官)

- ・ 仮に全ての品目について関税撤廃をした場合、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の 7 つの戦略を実行することで食料自給率を上げられるとは考えていない。
- ・ 政府の考え方は、高いレベルの経済連携と食料自給率の向上、農業農村の振興を両立させなければならないというもの。
- ・ 財源も含めた具体的な施策が提示されないとご理解いただけないというのはわかるが、現在 T P Pについては 9 か国で交渉を行っているところであり、物品の市場アクセスにおいて、最終的に即時関税撤廃がどの程度になるのか、段階的にどれくらいの期間で撤廃するのか、関税撤廃の例外がどの程度認められるのかについては明らかではない。関税撤廃を前提にした対策を示すことは、仮に日本が T P P交渉に参加した場合に、関税に関する日本の交渉ポジションを不利にする。
- ・ 農林水産省の試算は全世界に対して関税撤廃した場合で、 T P P交渉参加 9 か国との間で関税撤廃した場合の影響ではないが、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどが T P P交渉参加国の中にあり、関税撤廃は農業分野で大きな影響がある。特に中山間地域では生産額減少以外の多面的機能の喪失などの影響も大きいと考えられる。
- ・ この問題の重大性からすると情報が足りていないという批判は真摯に受け止めている。相手国との関係に配慮しつつ、きちんと出せる情報は出すという方針の下、情報提供に努めており、これまでの貿易交渉の場合と比較しても多くの情報を開示していると思っている。

(質問)

- ・ 政府の姿勢がわからないが、政府は聖域なき関税の撤廃を前提にしているのか。
- ・ 個別に具体的な対策を検討するといったが、新たな対策が T P P交渉の中で貿易障害として指摘されることは全くないのか。

(大杉参事官)

- ・ T P P交渉参加に向けた関係国との協議でも、仮に T P P交渉に参加した場合であっても、守るべきものは守り抜き、勝ち取るべきものは勝ち取るべく、国益を最大限に実現するために全力をあげるというのが政府の方針。
- ・ T P Pについては、交渉参加に向けた関係国との協議を行っている段階で、先程ほど説明したとおり、どのような対策になるかは明らかでなく、また、我が国のポジションを不利にするようなことはできない。どういう対策が認められるか認められないかについては、 T P Pとの関係では、現時点ではわからない。 T P P交渉の 2 1 分野の中でそれに関連する議論が行われている形跡がないわけではないが、確認できない。

(質問)

- ・ T P P 参加により農業の多面的な機能が損なわれると言ったが、田舎を切り捨てると言っているように聞こえた。マスコミの報道などにより農業に対する不安だけを煽っており、農業に就きたいと思っている子どもがどれくらいいるか不安になる。中山間地域といった G D P ではごく僅かな地域を政府はどうしようと考えているのか？
- ・ 戸別所得補償制度は 3 年目に入ったが正直足りていない。

(大杉参事官)

- ・ 中山間地域は農業産出額、農地面積の約 4 割を占め、また、国土保全、水源のかん養など公益的な役割を果たしており、我が国の農業にとって極めて重要な位置を占めている。
- ・ 中山間地域については様々な不利な条件がある中、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中でも中山間地域の振興にスポットを当てており、戸別所得補償制度による営農継続の環境整備とともに、平地との生産性の格差に対する補正という観点から、別途、中山間地域等直接支払も行っている。中山間地域は様々な資源に恵まれており、そういった資源を活用した農業の 6 次産業化や再生可能エネルギー導入の推進、また、鳥獣被害対策などそれぞれの地域の特性・実情にあった振興に取り組んで行く。
- ・ 戸別所得補償制度については 2 3 年度の加入は 1 2 2 万件となっており、従来の経営所得安定対策の 8 万件から大幅に増加。5 ha 以上層で見ると 9 8 % が加入している。米の過剰作付は 2 . 2 万 ha となり、2 1 年度の 4 . 9 万 ha から半減。昨年 2 月のアンケートでも、モデル対策に加入した農家の方の 4 人に 3 人はこの制度を継続すべきと回答しており、基本的には生産者の方に評価されていると思っている。
- ・ 農業に対する不安を煽っているのではなく、関係国との協議を通じ、各国が我が国に何を求めるのかしっかり情報収集し、それを国内にフィードバックして、国民的な議論をし、国益の視点に立って T P P についての結論を出すべく活動している。

(質問)

- ・ 交渉の中で、戸別所得補償制度などは非関税障壁と見なされるのではないか。

(大杉参事官)

- ・ 国内支持についての国際貿易ルールは、まずは W T O 。戸別所得補償の国内支持通報はまだ行っていないが、緑、黄、青の政策等 W T O ルールに適合する国内支持となるよう作り上げている。
- ・ T P P の 2 1 分野において、関連する議論がされているのか現時点では確認できない。

【情報の開示等】

(事前に頂いた質問)

8	TPPは貿易の関税撤廃だけでなく、医療や食品の安全基準に関わる問題であるにも関わらず、交渉参加に有利な情報しか開示されていないように思われるが、事前協議内容を含め収集した情報を十分かつ正確に開示しないのはなぜか。広範な国民的議論を政府の責任において行うべきではないか。
9	交渉経緯結果について締結後、3年間公表しないとの報道がなされているが、こうした中で国民の理解、合意を作り得るのか。作ることに問題はないのか。
10	東日本大震災もあり、多くの地方議会は政府に対して意見書の提出を通じ、TPPに関しては反対ないしは慎重な対応を求めているが、そのことについて政府はどのように考えているのか。

(大杉参事官)

- ・ 2月12日の名古屋会場を皮切りに3月25日の札幌会場まで、共同通信社、全国地方新聞社連合会の主催により、全国9ブロックで「TPPをともに考える地域シンポジウム」が開催された。古川大臣を始め、関係府省の政務三役等が手分けして参加し、公正かつ正確な情報提供を行ったところ。
- ・ また、各都道府県の要請に応じて、政府職員が出向き情報提供や意見交換を行ったり、関心や懸念を表明している関係団体や地方自治体関係者と意見交換を行ったりして、説明・情報提供に努めたりしている。
- ・ ニュージーランド外務貿易省のホームページにTPP交渉中のテキストや交渉の過程で交換される他の文書を秘密扱いとする旨の記述が掲載されていることは承知している。一般論として、交渉相手国が非公開として提供する文書については、その国の意向を尊重することは当然であり、このホームページにおいても、これは通常の交渉の慣行に沿った扱いであると記載されている。
- ・ 一方、同じ文書の中にはTPP交渉参加国政府は一環してTPP交渉に関する透明性の向上に共に尽力してきているという記述もある。我が国としては、協議を通じて得られた情報は、相手国との信頼関係に配慮しながら、出せるものはきちんと出していくという考え方の下に、適切な情報提供・説明に努めていきたい。
- ・ 44道府県議会、1,400もの市町村議会から意見書が出されていることは認識している。地方の議会からの意見、批判を真摯に受け止め、国民的議論を行っていきたく考えている。

【医療】

(事前に頂いた質問)

11	混合診療の導入によって、日本の皆保険制度が大きく後退、また薬価の値上げ等は発生しないのか。また、そのことは何によって担保されるのか。
----	--------------------------------------------------------------------

(大杉参事官)

- ・ 公的医療保険制度のあり方、営利企業の医療参入、混合診療の全面解禁については議論の対象になってない。2月7日の米国との協議において、カトラー米国通商代表補も公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度へ移行するというよ

- うな要求をTPP交渉参加国にしていることはない旨の発言をしている。また、3月1日・2日に東京で開催された米国アジア・ビジネスサミットにおいて、TPPは医療保険制度の民営化を強いるものではない、混合診療を含め、民間の医療サービス提供者を認めることを要求するものではない旨の発言を行っている。
- ・ 昨年11月の野田総理の記者会見の中で国益の要素の1番目として世界に誇る日本の医療制度が掲げられており、仮にTPP交渉に参加した場合でも、日本の誇るべき国民皆保険制度を維持し、我が国の安全で安心な医療が損なわれることのないよう、交渉していく。

【食の安全・安心】

(事前に頂いた質問)

12	食の安全の観点から日本で認められていないポストハーベストや、食品添加物として実質的に農薬が散布された農産物の輸入拡大とならないのか。また、遺伝子組換え食品表示等、すでに米国は撤廃を求めているが政府は拒否するのか。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(大杉参事官)

- ・ 食品を輸入する場合、食品安全に関する措置を実施する権利は、WTO・SPS協定で各国に認められており、日本もそれを根拠に適切な措置を実施している。
- ・ TPP交渉の中では、検疫措置を実施する場合の手続の迅速化や透明性の向上、規制当局間の委員会の設立、リスク評価における科学的根拠の開示等が議論されており、ポストハーベストを含め、食品添加物や残留薬基準、遺伝子組換え食品の表示ルールなどについては議論されていないが、今後議論される可能性は排除されない。

(近藤国際専門官)

- ・ 9か国共通のルールとしては特定品目に関する提案や議論はないとしても、個別事項の解決については交渉会合が行われる機会に二国間で議論している国があるとの情報もあり、今後二国間の文脈で我が国が求められる可能性もある。

(大杉参事官)

- ・ 仮に我が国がTPP交渉に参加する場合でも、SPS協定で認められた食品安全に関する措置を実施する権利の行使を妨げる提案は受け入れない。
- ・ TPP交渉では、現在のところ、遺伝子組換え食品の表示ルールは議論されていないと承知。
- ・ オーストラリアやニュージーランドにも遺伝子組換え食品の表示義務がある。複数国間で交渉が行われる場合には、ある国の食品安全に関する措置を変更するよう一方的に求められることは想定しがたい。
- ・ 仮に交渉に参加し、個別の規制・基準について議論されることがあったとしても、我が国と立場を同じくする他の交渉参加国と連携しつつ、我が国としては、現行の国内制度を勘案して主体的に判断していく。

(質問)

- ・ 遺伝子組換えについてアメリカは強く求めてくると思う。
- ・ 国内の世論が反対しているのに、やめるという判断はないのか。TPPに参加するのか、しないのか。

(大杉参事官)

- ・ T P P 交渉において、現在のところ遺伝子組換え作物・食品の表示ルールについて議論されていないと承知。

(近藤国際専門官)

- ・ アメリカは業界団体の要望などで遺伝子組換え食品の表示をとっている国の措置が問題であるという指摘があり、T P P 交渉で求められる可能性は排除されない。

(大杉参事官)

- ・ 現在、T P P 交渉参加に向けた関係国との協議を行う中で、各国が我が国に何を求めるのかの情報収集に取り組んでおり、そういった情報を国内にフィードバックし、国民的議論を行った上で、国益の視点に立ってT P P についての結論を得ていくこととしている。

【 I S D S 条項】

(事前に頂いた質問)

13	I S D 条項、ラチェット規定、ネガティブ方式が T P P に持ち込まれることはないのか。無いとするのであれば何を持ってそのことを担保するのか。
14	<p>アメリカが導入を強く主張している I S D 条項が入れば国内企業よりも有利な手段を外国企業に与えることとなります。これまで N A F T A において、カナダ政府とメキシコ政府がアメリカ企業に訴えられ、多額の賠償金を支払うことになりました。その裁定はアメリカ政府の影響力が強い世界銀行関連機関で行われており、アメリカ政府が賠償金を支払うという裁定は 1 件も出されていません。この条項が入ることによって、日本は自主性をもって制度を構築したり、政策を遂行していくことが著しく制約されることが予想されます。</p> <p>例えば我が国の最大の課題である東日本大震災の復興事業に関して、次のような恐れがあります。震災復興や津波対策・地震対策に関連して、今後日本での公共事業は拡大する傾向にあります。アメリカ企業がそれをチャンスと見て、日本への参入に力を入れる可能性は低くないと思われます。そんな時、公共事業で地元中小企業を優先して仕事を与えるようなことをしていたら、アメリカの企業は I S D 条項によって日本政府を訴え、日本は多額の損害賠償を支払わされた上、地元中小企業優先を断念せざるをえなくなります。</p> <p>その他様々な安全基準や健康保険制度についても同様であろうと考えます。このように I S D 条項によって地域の中小企業が著しく不利益を被る恐れがあります。これは平成 2 2 年 6 月に閣議決定された中小企業憲章の精神に反すると思いますが、この条項の導入を阻止することができますか？</p>

(大杉参事官)

- ・ I S D S 条項は、投資家と投資を受け入れる政府の間でトラブルが起きたときどうするかという問題。基本は「内国民待遇」、すなわち、国内の企業と外国の企業を差別しないように取り扱うということ。時として、投資のルールが守られないときに、企業がその国で裁判で訴えてもいいが、国によっては訴えてもアウェイゲームみたいなことで、なかなかうまくいかないこともある。その場合、国際

的なところ、もっと中立的なところでトラブルを処理しようというのが I S D S 条項。

- ・ 通常 3 人裁判官を選ぶ。1 人は投資家の側が推薦した者、もう 1 人は訴えられた政府が推薦する者、3 人目は両方が合意する者。その 3 人で協議して、そこで結論を出してもらうのが I S D S 条項。
- ・ 基本的に、日本が結んでいる投資保護協定あるいは F T A 協定の多くにこの条項が入っている。日本は投資を受け入れていると同時に、多くのところに投資しているので、その投資がきちんとルールに基づいて守られる必要があることから、日本としては、この条項は必要というのが基本的な考え方。
- ・ これまでに I S D S 条項により日本が訴えられた例はない。
- ・ ラチェット条項は、一般的には様々な分野で自由化を進めようとするときに、一度自由化のルールを決めたら、基本的に自由化の方向を後戻りさせないようにしようというルール。基本的な考え方として、自由化を進めようということからすれば、問題のないもの。
- ・ N A F T A にも投資に関する条項があり、アメリカの企業が訴えたケースが 1 5 件、カナダの企業が訴えたケースが 1 6 件、メキシコの企業が訴えたケースが 1 5 件。その中で、米国政府を投資家が訴えて勝ったケースは 0、投資家が負けたケースが 7 件、残りは仲裁又は継続中。米国の投資家が訴えて勝ったケースはカナダ政府相手で 2 件、メキシコ政府相手で 5 件となっており、米国が負けていないという数字にはなっている。
- ・ T P P 交渉参加国で I S D S 条項に関し議論されているが、日本が仮に T P P 交渉に参加した場合、日本としてはどうやって投資家を保護すべきか、逆に日本政府が訴えられたとき不利にならないようにするにはどうしたらいいか考えていかなければいけない。
- ・ 政府調達については、マレーシア、ベトナムといった国々は政府調達が十分に開放されておらず、旺盛なインフラ需要を取り込んでいくという面から、関係業界にとって大きなメリットが期待される。
- ・ 一方、仮に T P P 交渉に参加した場合、地方政府の公共調達に関する対象拡大や基準額の引下げが求められるのではないかという懸念はあるが、T P P 交渉参加国の中の 2 国間の F T A でも協定適用機関、物品、サービス、基準額については様々であり、更なる自由化が求められるかは明らかではない。
- ・ 仮に T P P 交渉参加する場合には、関係国からの具体的な要望を踏まえ、影響を勘案しつつ、適切に対応していく。
- ・ 現在の W T O 政府調達基準額は都道府県の工事で 2 3 億円、これが中央政府なみの 6 億 9 0 0 0 万円に引き下げられたとしても、2 2 年度の実績について調べたところ、新たに一般競争入札の義務が発生するのは全体の工事件数の 0. 1 % 程度。
- ・ 建設業法上、建設業許可を得るには日本国内に営業所が存在することが要件。2 3 億円以上の案件にも参入してこなかった外国建設業者が、6 億 9 千万円の案件になったからといってどの程度参入するのか。

(質問)

- ・ I S D S 条項の訴えを受け付ける国際仲裁所の審理には多くの問題点がある。その審理は非公開で、上訴は出来ず、審理の観点は投資家への経済的被害の有無のみで政策の社会的な意義は考慮されない。この条項は国民の安全、健康、福祉、環境を自分たちの国の基準で決定できなくするものであり認めるべきではない。
- ・ カナダは燃料への神経性物質混入の禁止が、メキシコにおいては有害物質の埋め立て許可の取り消しがアメリカ企業から提訴され、賠償金を支払っている。国民の健康に関することが、投資家の保護に反するというで負けており、そういうことにならないような協定に出来るのか。
- ・ ラチェット規定については自由化を進めて行く中で支障が出た場合に見直しできないというのが大きな問題。
- ・ ネガティブ方式では、新しいサービスが生まれた場合にそれは自由化の対象ということになってしまうということが懸念される。

(土屋補佐)

- ・ 国際仲裁所の裁判官は、1人は投資家の推薦、1人は訴えられた政府の推薦、1人は双方が合意するものということになっており、裁判官の選定は公平に行われている。
- ・ I S D S 条項について、実在の例としてアメリカとペルー、アメリカとチリ、アメリカと韓国の協定では公衆衛生、安全、環境といった分野については除外規定が設けられており、全て投資家のいいなりになるものではない。

(大杉参事官)

- ・ ネガティブリスト方式については、21分野のうち「越境サービス」「金融サービス」「投資」で検討されているが、いただいた懸念については真摯に受け止めたい。

【全般】

(質問)

- ・ T P P については降ってわいたような話だが、T P P 以外の方法は検討していないのか？
- ・ T P P に入ることによって大分県など地域はどのような影響を受けるのか。

(大杉参事官)

- ・ F T A A P の実現が日本の大きな目標であり、その道筋はいくつかある。日中韓 F T A、A S E A N + 3、A S E A N + 6 もその実現に寄与する地域的取組。A S E A N + 3、+ 6 については、昨年 1 1 月の A S E A N 関連首脳会議で、日中の共同提案を踏まえ、新たに物品、サービス、投資の 3 つの作業部会が設立されることになった。日中韓 F T A については、昨年 1 2 月、産官学共同研究を完了。日中韓投資協定も 3 月 2 1 日、実質的に交渉妥結。こうした状況を踏まえ、本年の早い時期の交渉開始を目指すことで、昨年 1 2 月の日中首脳会談で一致。地域の経済連携を戦略的、多角的に進めていき、アジア太平洋地域における 2 1 世紀型の貿易投資ルールの形成に向けて主導的な役割を果たしていくというのが基本

的な考え方。

- ・ T P P の問題は国家・国民の問題であると同時に地域の問題。いろいろと批判もあるが、できる限り要請に応えて、地方に足を運び、関係者の方々と意見交換を進め、この問題が地域にとってどういう意味があるのかということも含めて、議論をさせていただきたい。

(質問)

- ・ T P P に対する、国内の農業振興の方針についてだが、農地を集積し、規模を拡大し、生産コストを下げ、輸入産品と競争できるような農産物を生産をする。それに加えて販売価格と生産価格の差額を所得補償していこうという方針だと思うが、直接支払型、財政負担型の保護政策になるが問題ないのか。
- ・ 直接補償の対象が大規模農家、基幹農業従事者中心になると、零細農家は切り捨てることになりかねない。零細農家の役割も非常に大きいものがあると思うが、農業生産以外の多面的機能の補償は農業政策でできなければ、国土総合政策や社会政策など総合的な方面で手当てしていく必要があると考えている。

(大杉参事官)

- ・ アメリカ、オーストラリアの米、オーストラリアの砂糖、オーストラリア、ニュージーランドの乳製品、カナダ、アメリカ、オーストラリアの小麦など、自然条件の違い等からどんなに頑張っても生産性の格差を埋めることができない品目があり、現在、非常に高い国境措置で国内生産を守っている。高いレベルの経済連携を推進する上で、仮に関税を撤廃しなければならないという状況になった場合、個別の経済連携ごとにそれに代わる措置として個別に対策を検討していかなければならない。その考え方が「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」第4章に書いてあることを先程紹介した。
- ・ 戸別所得補償制度については、全ての販売農家を対象とした、水田作付け反当たり1万5000円という支援に加えて、規模拡大加算があるほか、農地の出し手に対する支援を推進することとしている。24年度予算にも盛り込まれており、意欲ある人が農業経営を続けていける環境を整えるための政策を実施していく。
- ・ 地域の姿は「人・農地プラン」という形で関係者が徹底的に議論し、農地の問題、人の問題も含め解決するためプランを作っていただきたい。このプランを作る中で、中心となる経営体や、農地の集積の方向、中心となる経営体以外の農業者を含めた形で、地域をどうしていくかという議論に発展していくと思う。

(質問)

- ・ 内閣官房の試算ではGDPを0.54%底上げするとなっているが、農業よりも工業に従事している人、地方よりも都市部の人、中小零細企業より大企業が有利となっており貧富の差が一層拡大する。自由に貿易することが国益、国民全体の福祉にかなうとは思えない。

(大杉参事官)

- ・ 内閣官房の試算を紹介した。政策の考え方として、プラスの面、マイナスの面があるがトータルでプラスになるからいいという考え方はしてない。「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」にあるとおり、高いレベルの経済連携と食料自給率の向上、農業農村の振興を両立させなければならないと考え

ている。

- ・ TPPについては、内容がよくわからないという批判をいただいているが、政府がどういう姿勢で取り組んでいるか、少しは理解していただけたと思っている。 TPP交渉参加に向けた関係国との協議で得られた情報を提供しながら、国内で国民的な議論を行い、その上で国益の視点に立ってTPPについての結論を得ていく考えであり、こういった対話を続けていきたい。